



- 四 監督職員等と現場代理人との間で連絡体制が確保されていること
- 五 監督職員等が求めた場合には、現場代理人は工事現場に速やかに向かう等の対応ができること
- 六 工事担当課が異なる場合は、両方から承認されなければならないこと
- 七 1件の請負代金額が4,500万円未満（建築一式工事の場合は9,000万円未満）の工事を含んでいること

(ア)両方が 4,500万円未満(建築一式工事の場合は 9,000万円未満)の場合

当該工事の現場代理人(主任技術者兼務の場合を含む。)が別件工事において兼務できるのは、元請の現場代理人(主任技術者兼務も可)または元請の主任技術者とする。

(イ)どちらか一方が 4,500万円以上(建築一式工事の場合は 9,000万円以上)の場合

兼務する工事について、一体性若しくは連続性が認められる工事、または相互に調整を要する工事であること。かつ近接した場所において施工するため同一の主任技術者が管理できると村山市より承認されること。またその場合、当該工事の現場代理人(主任技術者兼務の場合に限る。)が別件工事において兼務できるのは、元請の現場代理人兼主任技術者または元請の主任技術者とする。

(参考【例】)

◎兼務可能な事例

① 両方が4,500万円未満(建築一式は9,000万円未満)の場合

	〇〇工事	△△工事
現場代理人	A氏	A氏
主任技術者	A氏	A氏

	〇〇工事	△△工事
現場代理人	A氏	A氏
主任技術者	A氏	B氏

	〇〇工事	△△工事
現場代理人	A氏	A氏
主任技術者	B氏	B氏

② どちらか一方が4,500万円以上(建築一式は9,000万円以上)の場合  
(一体性若しくは連続性かつ近接した場所の工事等)

	〇〇工事	△△工事
現場代理人	A氏	A氏
主任技術者	A氏	A氏

### ◎兼務不可能な事例

- ① どちらか一方が4,500万円以上(建築一式は9,000万円以上)の場合  
(一体性若しくは連続性かつ近接した場所の工事等)

	〇〇工事	△△工事
現場代理人	A 氏	A 氏
主任技術者	A 氏	B 氏

※ A氏は「△△工事」の主任技術者を兼ねていないので、現場代理人を兼務できない

## 2. 手続き

工事担当課あてに別紙「現場代理人常駐義務不要・別件工事兼務承認申請書」を2部提出し、承認を受けること。

## 3. 施行期日

平成26年4月1日

平成30年1月1日 一部改正

令和5年1月1日 一部改正

ただし、令和5年1月1日に施工中の工事(令和4年12月までに契約又は施工された工事)についても適用するものとする。

令和7年2月1日 一部改正

ただし、令和7年2月1日に施工中の工事(令和7年1月までに契約又は施工された工事)についても適用するものとする。